



令和 8 年 6 月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

## 三上税理士法人サッカー部設立！

皆さんこんにちは。暑くなってきましたね。

3月決算、5月申告を乗り切れば、夏は、税理士業にとって大事な休息の時間！  
ということで、本業以外の福利厚生充実などを考えています。

そのような中で、従業員から様々な意見をもらうのですが、費用もありますので、とりあえず試験的に、

1. 食事の現物支給に関する非課税限度額が月額 7,500 円に引き上げられたこともあり、  
宅配弁当の半額補助
2. 三上税理士法人サッカー部の設立

をすることにしました。

2は、私の健康増進を含めですが、月 1 回くらいフットサルを開催しようと思っています。

対戦相手を募集中ですので、是非、お声かけください！



【ユニフォーム案】

本店  
便り

## 今月も引き続きご紹介します

文責：亀田

こんにちは。

さっそくですが今月も、この4月より入社した新メンバーの自己紹介をお届けします。

初めまして！4月に入社しました、松本 歩夢（まつもと あゆむ）と申します。

趣味は、音楽鑑賞や、スノーボードです。

音楽を聴くことが好きで、大学生の頃はよくライブに行っており、友人や家族と行くことが多かったのですが、一人で行くこともたまにありました。ONE OK ROCK というバンドや B'z が大好きで、東京や大阪まで遠征したのも良い思い出です。ライブだけでなく、たまにバンテリンドームで野球観戦をすることもあります。

また、冬になるとスノーボードもしています。社会人になって行く回数が減るとは思いますが、感覚が鈍らないよう今年も数回は行きたいと思っています。

高校・大学で簿記や会計学を学んでいた訳ではなく、大学では法律を学んでいました。初めてのことで、ただで覚えることが多いですが、毎日勉強を欠かさず、少しでも早く皆様の力になれるよう精進していきますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

## インター 店 便り

### 今でしょ 🍌

文責：大脇

こんにちは。

梅雨入りを前に、緑の香りが深まる今日この頃。

業務や家業に追われ、なかなか季節の移り変わりを愉しむことができていませんが、ふと立ち止まると季節は足早に夏へと向かっているのだなとしみじみ 🍃

さて今月は、2月号にて予告しました「相続を考える」について執筆したいと思います。

あやうく、やるやる詐欺になるところでした…お伝えしたいトピックが多かったということで、どうかご勘弁ください 🙏

皆様は、「相続」に対してどのようなイメージをお持ちでしょうか？

「手続きが大変」、「税金が高そう」、「分け方で揉めそう」と、制度が複雑で分かりにくいため、“不安”に思うことも多いかと思えます。

多くの方が相続について不安を抱えているにも関わらず、相続未経験者の20～60代に対するインターネット調査によると、『相続について親や子と話したことがあるか?』という質問に対して、約半数の方が「全く話さない」と回答したそうです。

さらに、上記質問で「全く話さない」と答えた人に、話さない理由を調査すると、「切り出しにくい」、「遺産がなさそうなので必要ない」、「まだ元気なので話す必要がない」、という回答が多かったか。

親も子どもそれぞれ家庭を持っていると、なかなか話す機会を持ちづらかったり、まだ先のことだと思って必要性を感じていなかったりする方も多いようです。

また、不安を持ちつつも「相談したことがない」と多くの方が回答しており、親には「切り出しにくい」話題なうえ、「面倒くさい」イメージも多いことから、行動には結び付きづらいのかもしれませんが。

それでは、相続についていつ考えるの？

それは、ふと思った「今」です。

たとえ相続税申告が不要な程度の少額の相続財産であっても、諸々の手続きは必要になります。

次号では、相続が発生したら…のスケジュールについてお話ししたいと思います。



## 6月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) **納付期限…6月中において各自治体の条例で定める日**
- ・4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) **申告期限…6月30日(火)**
- ・所得税の予定納税額の通知 **6月15日(月)**



## 「年収の壁」と今後の働き方について

文責：浜辺

### 〈年収の壁について〉

給与所得者の所得税の非課税枠、いわゆる「年収の壁」が 178 万円まで大幅に引き上げられることが、令和 8 年度（2026 年）税制改正で明確になりました。

この改正は非課税で働きたい方々への効果だけでなく、納税者全体の約 8 割とされる年収 665 万円以下の方の手取りが増えるように計算された、大幅な減税となっています。



合計所得金額に応じた基礎控除額の改正は以下の通りです。

合計所得金額 〔令和 8・9 年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 (注3)〕	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後 (注1)		改正前 (注1)	
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	令和 8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下 (206 万円以下)	104 万円 (注2)	99 万円 (注2)	95 万円 (注2)	
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)		62 万円	88 万円 (注2)	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)			
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	67 万円 (注2)		63 万円 (注2)	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円	58 万円		

また社会保険については、4 月から 130 万円の壁における扶養の認定条件が大きく緩和され、より働きやすくなる一方で、今年 10 月には 106 万円の壁が実質的に撤廃される予定です。106 万円の壁が撤廃されることで、従業員 51 人以上の企業等で働く従業員は、週 20 時間以上勤務している場合、勤務先の社会保険に加入する必要があります。

(2 カ月超雇用予定の従業員に限ります。学生の場合は加入対象外ですが、休学中、定時制、通信制の方は加入対象となります。)

### 〈今後の働き方について〉

今回の改正により、「年収の壁」を前提とした従業員の働き方は見直しが必要となります。

特にパート・アルバイトの勤務時間調整や、社会保険の加入の判断については、事業者と労働者双方に影響を及ぼすことが想定されます。従業員の手取りや社会保険加入のメリット・デメリットを踏まえたうえで、柔軟な働き方の設計が重要になります。

ご不明点や対応にお悩みの際はお気軽にご相談ください。

### 【参考】

- ・ 国税庁 源泉所得税の改正のあらまし  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>
- ・ 厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト 従業員のみなさま / 社会保険加入の要件  
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyouin/taisho/>
- ・ 財務省 令和 8 年度税制改正の大綱  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)

行楽  
日記

## 太平洋フェリーに乗船しました。

文責：齊藤

皆様、GWのお休みはどのようにお過ごしになりましたか？

私は地元仙台へ帰省し、家族とともにゆっくりとした時間を過ごすことができました。

普段の移動は、子どもが小さいこともあり、できるだけ短時間で目的地に到着することを優先しがちですが、「移動そのものも楽しめる」と勧められ、今回初めて船旅に挑戦いたしました。

当日はあいにくの悪天候で海も荒れており、船内では揺れを感じる場面もありました。

子どもは終始楽しそうに過ごしており、その様子が印象的でした。私はというと、しっかりと船酔いしてしまいましたが、それも含めて良い経験となりました。

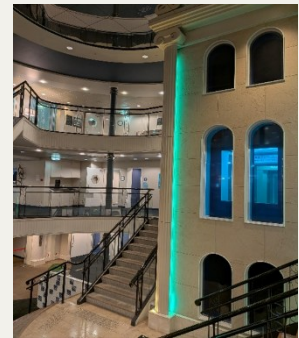
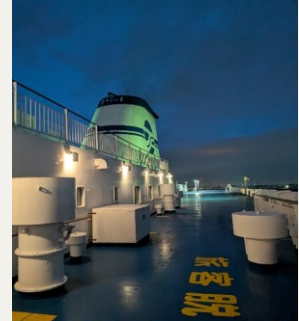
それでも次第に慣れ、船内で開催されているラウンジショーを鑑賞したり、ゆったりとした時間を過ごすことができました。

また、船内では電波が届きづらい時間もありましたが、普段は常にスマートフォンを手放せない生活をしている中で、結果として自然な形でデジタルデトックスとなり、家族との時間や周囲の景色に意識を向けることができました。

こうした環境も、移動体験の一つの価値であると感じました。

改めて、移動の時間も単なる手段ではなく、旅の一部として捉えることができると感じた帰省となりました。

皆様も機会がございましたら、あえて時間をかけた移動を取り入れてみてはいかがでしょうか。



## 一日公庫 開催決定！

公庫担当者による融資相談会を 三上税理士法人 勝川本店 にて開催いたします。

**7月7日(火) 午後1時より4時まで (要予約)**

上記時間でのご来店が難しい場合は、午前中の対応も可能ですのでご相談ください。

※ご予約は担当者までお願いいたします。

**ご予約電話番号 0120-974-830**

## 無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！

日程を調整させていただきます。

## 三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92  
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒487-0023 愛知県春日井市不二カ丘 1-38-2  
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info